

<『やむを得ない事情』に該当する方>

- ① 出産のために里帰りしている妊産婦
- ② 単身赴任者
- ③ 遠隔地へ下宿している学生
- ④ ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者
- ☆⑤ 入院・入所者
- ☆⑥ 通所による介護サービス事業所等で接種が行われる場合における当該サービスの利用者
- ☆⑦ 基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- ☆⑧ 副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を希望する場合
- ☆⑨ 市町村外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける場合
- ☆⑩ 災害による被害にあった者
- ☆⑪ 勾留又は留置されている者、受刑者
- ☆⑫ 国又は都道府県等が設置する「大規模接種会場」で接種を受ける場合（会場ごとの対象地域に居住している者に限る）
- ☆⑬ 職域接種を受ける場合
 - ⑭ その他やむを得ない事情があり住民票所在地外に居住している者

※1：接種を受ける時点において、現にこれらの状態にある方が該当者です。

※2：番号の左に☆マークがついている方は、住所地外接種届を省略することができます。